

福岡藩における財政経済政策の展開（Ⅰ）：長政遺書と第六代藩主経高の治政

松下，志朗

<https://doi.org/10.15017/4403541>

出版情報：経済学研究. 40 (4/6), pp.229-242, 1975-12-05. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

福岡藩における財政経済政策の展開（Ⅰ）

——長政遺書と第6代藩主継高の治政——

松 下 志 朗

はじめに

福岡藩初期の財政を検討するとき、従来用いられてきた史料のひとつに長政遺書として伝えられている『御定則』¹⁾がある。

例えば、遠藤正男氏は、「福岡藩財政の研究」²⁾にあたって、用心除ヶ銀制度の起源を『御定則』中の用心銀に求め、元和8年の貯蓄額として、銀17千貫目・金10万両・銭10万貫目の御蔵納御用心銀をあげられた。それは戦後も継承され、伊東多三郎氏は、近世初期における諸大名の金銀蓄積と家運保全策との関係を明らかに示したものとして、『御定則』を取り上げられており³⁾、同一趣旨の見解は『福岡県の歴史』⁴⁾、『福岡県史』⁵⁾、安岡重明氏「大名領国における財政経済政策の展開」⁶⁾等にも共通してみられるところである。

また最近、石井紫郎氏は中世と近世の家訓を比較されるなかで「戦国の余燼さめやらぬ頃の『黒田長政遺言』にのみ若干個性がみられる」⁷⁾とされ、高木昭作氏は家康の公儀掌握の過程において長政の遺書は後年の「土地と人民は將軍からの預り物」という諸大名の自意識とほど遠いものとして利用されている⁸⁾。

1. 長政の遺書『御定則』について

しかしながら、この『御定則』の細目をひとつひとつ検討してゆくと、奇異なことが多く見

出される。

まず当該史料の骨格をなす積書、則ち「財用定則」を延享5年度の「銀米御積寄帳」と比較して、第1表に掲げておこう。

奇異なことの第一は、第1表B（銀建の部）で、「一同百貳貫九匁三分ハ 十五郡上納三品銀」とあることである。三品銀とは小物成のひとつであって、「郡請・高受・乗馬飼料之三品銀ハ、古米現之品を以相納ル処、其品御用達不致も在之、急成御用指間、夫役之費茂多クハ付、年々之御入方を積り置、宝永年中ハ代銀納被仰付」⁹⁾れたものである。三品銀の銀納化は、宝永年間（一説によれば元禄4年）¹⁰⁾以降のことであるとしている。

第二に、「財用定則」では全て銀に換算した上で積書を作成しているが、その換算額は米の場合「右代銀拾ヶ年並直段壹俵ニ付拾七匁充^(宛)」¹¹⁾となっていて、当時の米相場に比して異常に高い。大坂米相場をみると、慶長17年より元和3年までのうちの6カ年平均の米価は、1石当り17匁2分余であり、京都小売米価の場合9カ年平均の米価は、1石当り24匁2分余となるけれども¹²⁾、いずれにしても「財用定則」の1俵（3斗3升入）17匁（1石当り51匁5分余）との差異は大きい¹²⁾。

第三に「用心銀」、「用心除銀」の語が、「財用定則」中にもともに使用されているが、「用心除銀」が設けられたのは享保19年以降のことで

ある¹³⁾。

第四に、この「財用定則」の末尾に「覚」書があり、「勘解由様分」(長政第二子、後秋月藩主)として、「一金三千両ハ 一銀千貫目ハ」と記されているが、他方、元和9年8月日の「長

政公勘解由江御書置之写¹⁴⁾によると、「一金子六百九拾枚五兩 并銀子四拾七貫五百目 但金ニメ三百拾枚 都合大判千枚也」が贈与されたとしており、両者の間に大きな開きをみせている¹⁵⁾。

第1表 福岡藩財政の収支構造

項 目		御 定 則	項 目	延享5年9月～6年8月	
(A) 米・大豆建の部	田方収入	春免所務米高 國中田開所務高 種籾利米上納高 計	646,205俵 1 4 3合 3,243. 0 9 2 19,002. 0 9 1 664,450. 3 2 6	田 高 春搯石別 徳口合米	450,821石 7 0 3合27 4 3 6合 3 4 8毛 612,317俵 2 7 4合
	知行・扶持方引分	知行所務米高 独礼扶持方米他 無礼以下扶持方米他 職人・町人扶持方米他 計	316,205. 1 4 3 50,074 93,292 2,650 459,636俵	給知所務分 独礼扶持方米他 無礼以下扶持方米他 扶持方米 蔵納修覆米 秋免下り引当米 計	265,931. 2 8 7 64,998. 3 1 0 102,120. 1 9 0 5,600 637. 0 4 9 6 30,000 469,288. 1 7 6 6
	残	御蔵納分	208,816. 2 2 6	御蔵入	143,029. 0 9 7 4
	(納米)	(田開所務・種籾利米)	22,245. 1 8 3) 銀ノ3,549貫713匁	給知・切扶所務の諸納米 壺作・種籾・在浦他上納 計	57,213. 0 7 4 5 100,186. 1 7 9 7 157,399. 2 5 4 2
	畠方収入	春免所務大豆高	87,069俵 0 4 8	畠 高 春搯石別 徳口合大豆 畠壺作他諸上納	101,016石 5 9 7 86 281合 4 4 3毛 81,299俵 0 3 3合 6,238. 2 3 2
	諸引分	知行所務分引	51,961俵	年貢引分 給知所務分引 蔵納ニ掛ル修覆大豆他 諸渡り小払分	50,895. 1 6 8 599. 0 5 3 4,606. 2 9 8
	残	代 銀	30,508. 0 4 8 351貫081匁	大坂登分 代 銀	31,436. 0 7 6 565貫852匁14厘
	(B) 銀建の部	項 目	御 定 則	延享5年9月～6年8月	
		両市中諸上納銀	153貫434匁	227貫960匁	
		両市中水夫銀	2. 500	33. 333. 33	
郡々諸運上銀		92. 203	149. 835. 3		
郡々三品銀		102. 009. 3	108. 933		
郡々牛馬皮代		5. 083			
浦々諸上納他 塩浜運上銀		15. 005. 3 2. 052	34. 238. 4		
拝領壺作上納他 銀納分 小計		372. 286. 6	156. 031. 94 710. 331. 97		

福岡藩における財政経済政策の展開

	項 目	御 定 則	延享5年9月～6年8月	
			米	銀
収 支 決 算 の 部	米・銀諸払分 (項目数)	2,445貫905匁 (39項)	332,664俵018合2	1,419貫485匁44厘 (30項)
	所務・上納分	4,295. 081	300,429. 021. 6	1,276. 184. 11
	差引残	1,831. 676	32,234. 326. 6	143. 301. 33
	内秋免分償立用 外臨時用銀代		30,000 10,000	
	惣不足米		19,400俵018合5匁	
換銀価格	米 1俵 大豆 1俵	17匁 10匁	20匁	

史料：註 1，三奈木黒田家文書「延享五年辰ノ九月ノ同六巳ノ八月追銀米御積寄帳」

※備考 計数の合わないところも原文のままである。

第五に「春免御所務米高」が大きいことである。当時の物成について確実に知りうる資料はないが、慶長9年の物成は164,411石余であったという。俵数にして498,215俵余である。また廃藩時の物成米高は209,202石余(俵数633,948俵余)であるという¹⁶⁾。

そして、この大量の物成高に高値の米価が乗ぜられて、「財用定則」の剰余が算出されている¹⁷⁾。

最後に、「財用定則」の奥書に、村山角左衛門・喜多村安右衛門両人の判があるが、村山角左衛門については、果して財用方に関係があった人物か否か甚だ疑わしい。当時の財用方関係の法令・書付等を検討する限り、村山の名はない¹⁸⁾。

さて、第1表で、「財用定則」と延享5年度の「銀米御積寄帳」とを比較してみると、その収支の構成が非常に類似していることに注意が惹かれる¹⁹⁾。その記載様式をみると、まず田畠所務米大豆(徳米大豆)が計上され、それより知行・扶持方分を差引いているが、その残額は御蔵入分であり、換銀される(第1表A参照)。

一方、両市中・郡・浦よりの運上銀(第1表B参照)が合算されて収入総額となり、それより米銀諸払分(第2表B参照)が支出されて収支計算がなされ、過不足が検討される(第1表C参照)。以上のような両者の類似性は米銀諸払分の内訳について銀100貫以上の項目をみても同様に指摘できるところである。「領国経済の商品経済化が進行しないときに、移出入のバランスを問題にするごとき経済思想は現われない。」²⁰⁾以上、「財用定則」の近世中・後期的性格はおおむねないであろう。

ところで、次に『御定則』の序文と後書について触れておこう。

序文の方は、まず第1条で藩主の修むべき文武両道について、第2条で家臣(ことに家老)の適材適所の登用方について述べている。この2カ条で大半を占めるが、その他世継の守役や近習の撰び方、浪人の召抱え、藩主の施すべき仁慈、藩主の狩猟・遊芸について戒しめ、さらに1ヵ月3回の意見会を催すべきこと、分限に応じての儉約や生活、城付用心銀の拝借等について述べる形式をとっている。後書は、財宝の蓄

第2表 福岡藩財政の収支構造(米銀諸払の部…銀高100貫目以上)

御 定 則		延 享 五 年 度 積 寄 帳		
使	途	銀	米	銀
御參勤方諸御用・諸士苦勞銀(參勤無之年ハ用心除分)		530貫	40,000俵	
江戸仕送銀・御前様諸御用他		343. 205	73,399俵188合 1,000	御參勤御用東海道・中国路1ヶ年分 江戸御留守方御仕送り并御勤入用銀・臨時銀御前様え 被進分
(若殿御仕送分		230	} 30,000	若殿様御仕送り
" 諸臨時御用方		50		
諸士江戸・京・大坂・隣国苦勞銀・御扶持方代(余之分用心銀)		150	1,701	諸士京・大坂・長崎・中国路・隣国御救諸苦身・扶持
御小鳥所入切分		150		
御國中免下御救分(免下無之年ハ用心除銀)		150	30,000	秋免下り無之ニ付御償ニ相立ル
御国作事方(余之分ハ用心銀)		100	1,150	御要害作事方々々作事御用
(大坂登米運賃銀		90		
" 大豆 "		8. 500	} 27,019俵226.5	大坂登米大豆運賃米・宇治御茶料・京大坂小払銀代 米・勸登せ米大豆口錢代米
(京都呉服代・宇治御茶代		20. 800		
			83,516俵032	(前年度)京・大坂惣御借銀取古借利払指引米
			28,074.328.5	御借銀為元納給知・切扶 δ 増除ケ米被指登分
			17,090.193.2427貫545匁04	年始御飾御用(他諸雜費)
			6,186	諸臨時
			12,500	殿様并江戸上々様方御召料代米
			4,441.240	諸士役料銀米并町人拜領銀
				23,865.9

積のみにとらわれて、国民を虐たげ、諸士に食ることのないように戒しめ、不義・放逸の藩主の場合は家老中申し合わせの上他の人柄を選ぶべきだとしている。

ところで全体を通覧して気付くことは、「長政遺言」として、いくら元和偃武とは言え文章が冗舌なことである。たとえば、元和3年8月日に発布された「家中江申渡覚」²¹⁾は僅か3カ条からなっているが、それは家中士の奢侈を戒しめ、身上相応に武具を整える侍を褒賞すべきこと、逆にかげひなたのある侍を退けるように簡潔に述べている。その他、当時の書付類をみても、『御定則』の文体との差異が目立つ。ただ1点だけ、『御定則』との類似性をもつものとして、長政が死去2日前に遺したという長文の『長政公御遺言』²²⁾なるものがあり、その内容は、死を目前にして如水・長政が関ヶ原の戦いに尽した功績を述べ、もし後代において藩主の不慮・無調法・悪事のため福岡藩が一大事に至ったときは、幕府の老中のうち所縁ある衆へその功績を話し筑前一国の安堵を頼むようにとしている。暗愚な藩主が一藩を危機に陥れたときのことをいろいろ配慮している点で共通したものがある。ところで、この『長政公御遺言』は、小河内蔵允・栗山大膳宛に出されているが、それは、「前の八月初より御気色御快キ日折々被仰付置、閏八月二日御側の人を除かれ、御家老中江被仰聞也、」という事情のためであったとしている。しかしその家老が小河内蔵允・栗山大膳2人であったか否かは判然としない²³⁾。しかもその後書に、「此一巻ハ案書也、本書と相違無之、本書も我ホ被仰付相調、御自身御判被遊為押ホ、封印ハ内蔵允我ホ両判也、御本書我ホ手ニ在之事家老中存之儀ニホ間、万一筑前ハ不慮ニ御用之節、筋目を以御尋之事あ

ら、名を隠シ如何様之手次ニ而成とも進上可申ホ也、」としていて、後の栗山大膳事件を予想せしめるようなものが伏線としてある。そのほか、『長政公御遺言』自体、文言が少しずつ異なる3つの伝本があり、また長政の死亡月日にしても8月4日と閏8月4日の二つに分かれていて、以上の点を考慮すると、遺言書として当然配慮されるべき慎重さに欠けているとしなければならぬ。そのことは『御定則』の信憑性についても十分に考慮されなければならないことである²⁴⁾。

2. 第6代藩主継高の治政

さて、『御定則』が後代の偽作だとすれば、次に偽作された時代やその時代的背景が明らかにされなければならないだろう。

まず偽作された時代について、先述したところを勘案すると、上限は元禄期以降であり、もし「用心除銀」が誤記でないとすれば享保19年以降となる。下限は、寛保元年酉8月に出された継高の「掟」に、「一 慶長・元和之比勘定之法正敷儀ハ、御直判之証拠有之事ニホ、」²⁵⁾とあるところより、寛保元年としてよい²⁶⁾。とすれば、第6代藩主継高の時代である。

継高は支藩(5万石)直方藩主、長清の子として生まれたが、正徳4年福岡藩主宣政の養子となり、享保4年11月襲封し、安永4年6月死去している。継高の時代は、享保17年の西国大飢饉をはさみ、元禄期以降悪化していた藩財政の窮迫が極度に達したが、一方基本的な貢租の増徴は元文期でほぼ限界となり、従って財政基盤の拡大を町方を主とする運上制度の整備と、藩債・藩札に求めざるを得なくなったという²⁷⁾。すでに寛文期前後より出されていた倭約令は継高時代に頻発されるが、元禄期以前のものがど

ちらかと言えは財政窮乏による引締め政策であったのに対して、それらは人心の一新（支配体制紊乱の是正）を狙った様相が濃い。そして理想的時代として継高の追慕の対象になったのが、長政の治政であった。

継高は、享保7年8月4日、長政の百回忌を二夜三日にわたり盛大に執り行なってその遺徳を偲んでいる。

さらに、享保12年に至ると藩財政はますます窮迫し、家中士の除ケ米について種々議定するところとなったが²⁸⁾、それと同時に、継高は元和3年発布の長政3カ条に自ら添書し²⁹⁾、9月大書院で家老吉田六郎太夫栄年がその条目を読み上げて、家中儉約のこと、町郡浦救いのことを演説したという。

享保13年6月朔日には、吉田六郎太夫栄年の発案で「諸士勤休」の制を設けている³⁰⁾。

享保14年6月朔日には、継高の内意をうけて、目付頭や町・郡・浦三奉行へ親に不孝のことのないように触れ出させ、また享保12年の長政3カ条添書に加えて、さらに注解を施し、諸士に示した。この際、別紙書付によって15カ条の儉約令を達し、衣服・食物・音信贈答や駕籠・供廻人数・召使の男女・武具・馬具・婚礼道具・寄合の料理・法事等万般にわたって規定したが、その最後の個条には、「今般御儉約を、御財用之有余不足ニしみて御拘り不被成り、只今迄多く御差支ニ付、下上ケ米ホ御取被遊_レ砌之時ニ至、俄_レ御欠略^(かん)之御法出_レ故、金銀を本ニ被立趣ニ成り、実之御儉約不相立、毎々御法も続キかね申_レ、能く儉約ハ人之いたし_レ御^(衍)之善之道理_レて細工ものすき_レてこしらへたる儀ニ而無之段、心服尤之事ニ_レ、」³¹⁾と、儉約令の目的を明確に述べている。その後6月11日にまたあらためて、「今度之御儉約は、道理

を以永久 質素立帰候段、此間御書之通勿論に候、」³²⁾と達しているが、これら一連の儉約令は、その目的が単なる財用の有余不足にあるのではなく、藩内諸階層の心服を得ることにあるとしているのである。

ところで、以上概観してきた第6代藩主継高の治政に、直接間接に影響を与えた人物として、享保6年隠居して節山竹翁と号していた吉田六郎太夫治年を挙げなければならない³³⁾。

吉田六郎太夫治年（家老栄年の父）は、正徳3年3月御勝手方御財用裁判役（御当用本締役）に任命され、享保6年3月に致仕し、隠居後享保12年に至り、その後しばしば藩政についての意見を問われている。その間の事情は、治年自ら書き綴った『此君居秘録』に詳しいので、以下それによりながら、継高の藩政の展開を検討しよう。

まず『此君居秘録』の冒頭に次のように記している。

吉田竹翁職ヲ辞シテ此君居ニ退隠セシ後、世事預り知ラズ、然ルニ享保十二年以來、継高君毎々公所ニ召サレテ愚慮ヲ問ハル故ニ、其大概ヲ書シテ此君居秘録ト号シ、吉田栄年ニ伝フ、深ク秘シテ人ニ見スルコトナカレ、

これによると、享保6年致仕してより享保12年までは藩政に関係していないようであるが、それには彼の在任中の苦い経験が原因していたのであろう。致仕する2年程前、享保4年4月5日、直方藩家老であった親友古田喜三右衛門に宛てた書状で、治年は次のように記している。

愚老内存連々略御物語申_レ通、十余年以前靈源院^(第四代藩主、綱政)様御代、不存寄職分被仰付_レ、実ニあげ被用思召とも不覚_レニ付、打そまり相動可申了簡も無之_レ、然共お返し御断申上_レハ、御為ニ茂如何と、差当り_レ儀のミ仮なりニ相務、時節を見斗らひ_レ処、無程御逝去、当御代ニ至り_レ而ハ、誠ニ薄水を踏ことき

の躰、御存知之前ニハ、御家の危キニ臨ミ、しかも
 当役請持ながら身を引可申様も無之、一日暮しニ相
 勤ハ処、はからず宣政公御病気分ニ御引入、長清公
 長崎御番代被仰出、御国政をも御聞被成ハ様ニ成
 行、私躰蘇生之心地ニハ、³⁴⁾

吉田治年は、宝永5年(1728)はじめて職分(家老格)に任ぜられ、綱政代(正徳元年死去)は別に精励格勤するでもなく当座を凌いでいたが、宣政代(正徳元年襲封、享保4年隠居)に至り薄氷を踏む思いで一日暮しに勤めたという。これには当役(御当用本締役)としての治年の前任者である隅田重時以下政権担当者の排斥運動に、治年が深く関わっていたことを示唆するものでもあろうか³⁵⁾。ともかく、正徳4年宣政の発病により、支藩直方藩主長清が長崎の勤番も勤め、国政について後見するようになって以来、ようやく蘇生する思いをしたという。

長清は、支藩直方の執政に当っては、高浜十兵衛、永嶋十左衛門平助を登用し、その藩政宜しきを得て「当家の宰臣美作を初、末々之者迄長清の思慮を恐れ」たと伝えられている³⁶⁾。

ところで長清は、福岡本藩の藩政に携わるに当り、「福岡御家老中ハ毎々御聞被成ハ而、前廉一通リ被聞召ハハ委敷御聞ハ、」³⁷⁾と裏判役明石四郎兵衛が記しているように、本藩の家老達と密に連絡をとりながら、家中士の上ヶ米廃止、新高並三ツ五歩制の採用による俸禄の増額など積極的政策を展開した。そして、吉田治年や明石四郎兵衛の建策³⁸⁾によったのか、嗣子を置かず、享保5年長清の死後は直方藩5万石を本藩に還付して、本藩の財政に寄与するところがあつた。

ところで継高襲封時は彼が若年であったことも手伝い、家老郡正太夫輝成・その父郡実養時成・裏判役久野弥五右衛門一昌・御納戸頭駒山助右衛門則信等の内談により、藩政は動かされ

ていたという³⁹⁾。『此君居秘録』には享保12年迄の藩政についての記述を欠くので、『長野日記』⁴⁰⁾によりその動きを追うと、享保7年には日常の不行跡を咎められて、勘定奉行村山角左衛門が1,300石のうち800石を召上げられ、屋敷替えを命ぜられており、それと関連するのか、小作事奉行三好甚太夫以下5名(200石~100石)が罷免されている。一方、新知・加増の武士も多く、大幅な中小役人の入替えがなされたふしがある。

一方享保11年には、中老斉藤忠兵衛が諸上納の長崎返済のため所務米残高が少なく(所務米2,670俵、うち諸上納2,196俵、残473俵余)、勤方御用捨を願い出て、屋敷替えを命ぜられている。

このような形で露呈されてきた綱紀の紊乱は、藩主継高に危機感を醸成させたのであろう。吉田治年は、享保12年以降しばしば召出されて諮問をうけることとなる⁴¹⁾。

まず吉田治年が直面した事件は、御納戸頭駒山助右衛門の罷免であった。享保12年7月20日、裏判役に再任されたばかりの明石四郎兵衛が此君居に治年を訪ね、野村太郎兵衛祐明(家老、御勝手方本締役)・駒山助右衛門・久野弥五右衛門等が私曲をほしいままにした廉で目付頭に糺明を命ぜられていることを伝え、もし継高の命があれば出館するか否かを問うている。

しかし、このことについては複雑な政争が絡らんでいた。吉田治年の観察によると(それは「竹翁竊ニ……考フルニ……」というような書出しで始められている)、享保5年~同10年頃迄は、先述したように郡父子と結んで、駒山・久野等の内談で藩政を動かしていたが、いつ頃からか郡正太夫と駒山の仲が疎遠となり、駒山は野村太郎兵衛に頼るようになり、久野弥五右衛門もそれに同じて、次第に家老上座の黒田美作一利や

大音六左衛門厚増・浦上三郎兵衛正辰等が加わり、一派を形成したという。それに対して、郡正太夫は桐山作兵衛丹英（御納戸頭）と意を合わせ、それに明石四郎兵衛行風が加わり、野村太郎兵衛・駒山助右衛門・久野弥五右衛門等を指弾するに至った。

これらの享保12年時における両派の抗争は、後見役の直方藩主長清亡き後、その復権を企る門閥家老層と、継高を擁立する形で藩政を刷新しようとする中老層の対立であったように考えられる。

ところで門閥家老層に依拠する駒山は、それらの指弾に激怒して藩主継高に無実を訴えたが、継高の許容するところとならず、駒山はますます憤り、黒田美作・大音六左衛門・浦上三郎兵衛等に頼って内奏し、その有様は「顔ヲカンバセ慢シ詞ヲ荒クシテ責メ諫メ、君臣ノ礼ヲ失フ、」オカまでに至った。さらに、7月22日夜、藩主継高は浦上三郎兵衛を召出し、駒山の閉門を命じたが、浦上は「御納戸頭閉門仰付ケラレ候ハ重キ事ニ候、美作初メ家老中へ仰聞ラルベキ哉トテ、再三御意ヲ返ス」始末であった。事態ここに至って、藩主継高は、翌23日家老達の他に、すでに隠居していた郡平馬時成（正太夫の父）と吉田治年をも召出し、駒山閉門についてその意見をきいた。それに対して家老上座の黒田美作がまず「差セル間違モ之レ無キ様ニ見ヘ候、」と答え、次いで郡平馬は、曾って継高の父長清が駒山を「油断無ク心ヲ附候ヘト仰聞ラレ」ていたと述べて継高に処分断行を促したが、それらに対して吉田治年はむしろ藩主の逡巡をたしなめる形で次のように述べている。

助右衛門御幼年ヨリ御傳ニ附置カレ候故、憚リ顧リミズ存寄申上候ガ御奉公ノ寸志ト相意得申タルニテ御座有ルベキト申ス、（詞畢ラザルニ、美作、竹

翁申上ル通りト御挨拶申ス、）竹翁重テ申上候ハ、助右衛門我慢短慮ニシテ御為宜シカラザル筋多ク聞ヘ候、其ノ上御手討成サルベキ思召ニ候ヘバ、是非ヲ論ゼラレズ、何分ニモ早速思召ノ通仰付ラル、ニテ御座有ルベキ由申上候、

この答申によって、黒田美作も同意し、駒山は吉田六郎太夫栄年へ御預けとなった。各人退出後、郡平馬と吉田治年は再び召出され、その労を犒われたが、その際吉田治年は、駒山一人のみの処分は「家老中ノ違逆ヨリ事起リ候様ニ他邦へ聞ヘ申儀モ之レ有ルベキ」ことを懸念し、先達って御役御免となった久野弥五右衛門外御勝手方役人の処分を行えば、駒山の処分もそれと同罪ということで自然に受けとられようと進言し、さらに明石四郎兵衛の裏判再役に異存はないけれども「弥五右衛門退ケラレ、四郎兵衛進メラレ候計リニテ、中々事調申間敷候、惣テノ御政事・御儉約ノメリハ役人中ノ力ノ及バザル所ニ候、（中略）段々混乱、役人中折合申サマル内ハ、役人中ノ僉議家老中一同ニ承、月番ヨリ御耳ニ達シ申趣ニテハ相整申間敷候、何レニテモ家老中ノ内一人ニ本メ仰付ラレ、諸事引請相務候様」に述べている。それは福岡藩の藩政が家老中の合議制に伝統的に依存してきたことの欠陥を改め、藩主の権威を確立しようとする狙いであったと考えられるが、郡平馬の反対にあい、その時は実現しなかった。

さて同年8月5日、吉田治年は郡平馬とともに再び召出され、野村太郎兵衛祐明の職役辞退についてその意見を徴された。郡平馬の賛意に対して、吉田治年は、本人よりの出願とはいえ職役御免で処罰が重すぎるように取沙汰されるおそれがあるので、まずそれは延期して、久野弥五右衛門以下御勝手方役人の処分を先にする方が良策であると進言した。そのあと吉田治年のみ召出され、藩主継高の内意を家老上座の黒

田美作へ伝えるように依頼されたのである。

吉田治年は、その夜早速黒田美作宅を訪れ、継高が家老中に隔意のないこと、今後政事の大要はまず美作に話し、そのあと残る家老中へ伝えること等を述べたが、それに対して黒田美作は、従来、郡正太夫・桐山作兵衛・明石四郎兵衛・木村太左衛門等が密談して藩政を動かし、諸役人を無実の罪に陥らせてきたことを難じた。吉田治年は言葉を継ぎ、他国でも家老中一致して和順しているのは稀であること、また福岡藩でも曾って忠之・光之・綱政時代に寵臣の内奏を用いることも多かったことを述べ、むしろこの際君臣和合の道を作るのが、美作の、「大老ノ職」にある者の急務であることを説得して、諒解を得たのである。その帰路、吉田治年は浦上三郎兵衛を訪ね、これまた諒解を得て帰宅した。そして2日後、8月7日に美作は一人御前に残り、家老中和順なきことを継高に詫び、継高もまた和解の意を表している。それはまた、郡正太夫と黒田美作・大音六左衛門・浦上三郎兵衛等との和解でもあった。

吉田治年の工作が効を奏して、藩内家老中の安定した勢力均衡の裡に、藩主継高は享保12年8月19日久野弥五右衛門以下御勝手方役人の処罰を断行する。

裏判役久野弥五右衛門	知行召放
嫡子久野善左衛門	扶持召上
勘定奉行松山利左衛門	300石の内 130石 召上(馬廻組編入)
勘定奉行尾上新兵衛	300石の内 100石 召上(馬廻組編入)
郡奉行柳瀬與兵衛隠居	200石の内 100石 俸へ家督(馬廻組編入)
浦奉行藪角兵衛	300石の内 50石 召上(馬廻組編入)
浦奉行嶋村三太夫	250石の内 50石 召上(馬廻組編入)

久野弥五右衛門の罪状について、吉田治年は、久野が野村太郎兵衛と結託して、下々の利を貪り、財用不足を陰蔽して上にへつらい、小利を計って大利を失ったこと等を挙げ、さらに久野が駒山・野村・黒田美作・大音六左衛門・浦上三郎兵衛等の一味であったことを継高が深く憎んでいたとしている。

ところで、御勝手方本締役、野村太郎兵衛の職役辞退については、それより先8月11日に願出を聞入れ、中老上座に任じていたが、享保13年4月13日帰国した継高を迎えて様々の野村処罰の噂が流れていた。吉田治年が記すところを引用しておこう。

野村太郎兵衛祐明、去年願ニ依ッテ職役御免、中老仰付置カレ候ト云ヘド、元來其ノ罪重キガ故、武府ニ於テ御親族中仰談ジラレ、御下国ノ上蔵科行ナハルベキ由、当春以來皆人云ヒ合ヘリ、然レド郡正太夫輝成・立花勘左衛門増直^{始メ中老}_{後家老}・桐山作兵衛丹英^{御精}_{戸頭}・明石四郎兵衛行風^{裏判}_役ノ外、其ノ実ヲ知レル人無カリシ故、或ハ太郎兵衛領地没収セラレテ何某ニ預ケラル、或ハ隠居、家禄減ジラルナンド、様々沙汰シテ一定セズ、又太郎兵衛無実ノ罪行ナハル、ニ於テハ讒者ニ鬱憤ヲ晴スベシト云ヒ、黒田美作一利・大音六左衛門厚増・浦上三郎兵衛正辰モ、太郎兵衛仰付ラレノ品ニ依ッテ存念有リ、秋月ニテモ長治君内々思召之レ有ルト云ヒテ、諸士末々ニ至リ安心セズ、

このような騒然とした情勢の裡で、吉田治年は野村処罰が又家老中違逆の原因となることを恐れ、4月22日、明石四郎兵衛を此君居(博多^(野村祐明)瓦町)に招き、「此ノ節太郎兵衛罰ノ御沙汰御延引然ルベキ哉ノ趣演説シ、是レヲ明石ヨリ桐山ニ伝ヘテ、君聴ニ達シラルベシ」と要求したのである。しかし明石四郎兵衛は一応桐山へ伝えることを承諾しながらも心中はそうでなく、「当然ノ罰ヲ行ナハレズンバ、惣テ御政事立難ク、御家中ノ風俗モ改リ申聞敷ト云フ」有様であった。そこで、明石が果して桐山を通じて継

高に取次ぐかどうか覚束なく、そうこうしているうちに継高が長崎勤番より帰国して処罰を申し渡すような事態にでも至れば、吉田治年の志が水泡に帰すことをおそれて、継高宛に書付を提出した。

それについて、享保13年6月5日、継高は吉田治年を召出し、江戸で松平大学頭頼貞・小笠原遠江守忠晴・安藤対馬守信賢に相談して野村処罰の諒解を得ていることを告げた。しかし吉田治年は、「御家人ノ御為大切ニ存奉り候程ニ、御一家様方ハ思召サレズ候故、却テ御為宜シカラザル儀モ御座候、」として、御一家・御権門方がいざというときの頼みにならないことを説き、「此ノ度ハ太郎兵衛一人ニ限ラズ、脇方ニ相障り申儀モ之レ有ルベキ哉ト氣遣仕赴ニ聞ヘ候、」と諫めている。

継高は吉田治年の意のあるところを諒承したが、6月19日再び治年を召出し、松平大学頭頼貞の手簡を見せて、その意見を無視しがたく、「此ノ度ノ御談合御違変成サレ候ハ、向後万端御隔意之レ有ルベキ哉」と恐れていることを述べた。事態がそこ迄進んでいることを知った吉田治年は、「勿論、思召ノ通仰付ラルハニテ御座有ルベク候、此ノ上ナガラ落著軽ク仰付ラルハニテ御座有ルベキ旨」を申上げ退出している。

その後、7月5日、同月25日にも継高は再三野村処罰について内意を述べ、吉田治年の意見をきいているが、7月28日遂に決断を下し、吉田治年に黒田美作の説得方を依頼した。そこで治年は美作宅を訪れ野村太郎兵衛の隠居と家督3千石を俵小辰郎へ申し付けること、その申渡しは明29日であることなどを伝え、協力を依頼したが、美作も事態の進展を納得して野村の説得方を引受けたのである。この黒田美作の対応

は、野村の処罰理由が御勝手方本々役の勤方無調法の1条のみであって、家老中不和の罪が問われていないため美作に何ら別儀ないことが大きく影響したと考えられる。勿論、秋月藩主より美作や浦上三郎兵衛に対して「虚実ヲ糺サレ候様ニ御断り申上ベキ旨当春以来度々」申込まれていたが、「何方モ安ラカニ事済候様ニ心遣尤ノ由」治年に説得されて、遂に意を決したとみられる。その夜、黒田美作は浦上三郎兵衛を誘い、野村宅を訪問して、明日の申し渡しを請けるよう説き、その話し合いは深更に及んだという。藩主継高が治年の再三にわたる諫止にもかかわらず、野村処罰に固執した理由については、次のように記している。

祐明文盲ニシテ、国政ノ本意ヲ悟ラズ、財利吝嗇ヲ以テ家ヲ齋ルヲ好トシ、且一昌ノ賤智・小才ヲ英智・秀才トシテ篤ク信仰ス、加之ナラズ、祐明内々秋月ニ通ジテ、継高君ヲ退ケ奉リ、長治君ノ御長子祐明ヲ以テ、御本家相続ノ隠謀有リト、様々ノ風説一州ニ充ツ、郡輝成・桐山丹英・明石行風・木付正直、此等ノ風説ヲ実トシテ、追々君聽ニ達スト云フ、竹翁謂ク、今マ天下太平ノ世ニ此ノ如キ謀計有ルベカラズ、顧フニ祐明ヲ悪メル族、昔乱世ニ有リシ謀叛ノ形勢ヲ以テ、茶話ニ云ヒ初シ流言ナルベシ、(中略)継高君、終ニ風説ノ儀ハ御出語モ無カリシト云ヘド、御底意ニハ御疑モ有リシカ、其ノ上一利・祐明・厚増・正辰・則信一味シテ、輝成ニ敵シ、上ニ剛訴ニ及ビシヲ深く悪ミ玉ヒシナラン歟、

おそらく、吉田治年の観察は当を得たものである。僅か5万石の支藩直方から本藩を襲封した継高にとって、秋月藩に対し、鼎の軽重を問われる処断であつたらうし、また本藩の門閥家老層と秋月藩との関係を断つためにも、一步の後退も許されない性質の決断であつたと考えられる。

さて野村処罰により、藩主の専制的権威を確立しえた継高は、次に御納戸頭桐山作兵衛丹英の罷免を行なつた。享保14年1月26日諮問をう

けた吉田治年は、桐山が「人ノ非ヲ顯ハシ、罰ヲ好ム故ニ、諸士安心セズ、」として、速やかに退けられるよう賛意を表している。そして2月17日、桐山は役儀御免となり、大組に編入されたが、吉田治年は桐山の人となり「駒山及野村祐明・久野一昌等ノ過失ヲサガシ求メ、虚実ヲ糺サズ、猥リニ言上ス、」^{ウマレツキ}「丹英ノ生質剛氣権柄ニシテ後難ヲ顧ミズ、」としている。桐山は最初明石四郎兵衛とともに郡正太夫に交り日夜会していたが、去秋頃より、郡正太夫が「柔弱・懈怠ニシテ後ノ災ヲ恐ル」性質のため次第に疎遠となり、桐山の従弟である立花勘左衛門増直（家老職分）を通じて継高に内奏し、郡正太夫より自立せんとしたので、郡正太夫がその非を訴えて斥けられたのだという。

この頃より、吉田治年は郡正太夫を忌避するようになり、郡正太夫は御勝手方の管掌に暗いのでそれを嫌い、御勝手方の仕事を下役人に任せておく了簡だと難じ、家老中本締役の設置を再三上申している。しかし、適任者が得られないことを理由に継高の容れるところとならなかった。

さて享保14年4月28日吉田治年は召出され、裏判役明石四郎兵衛・明石三郎平（明石四郎兵衛第三子）・毛利与平次（明石四郎兵衛第四子）の御勝手方罷免について諮問をうけた。

吉田治年はそれについて次のように観察している。

明石・毛利両氏は、郡正太夫・桐山丹英等の華美好みに諂い、御勝手方を管掌するようになったが、財用不足はいかんともしがたく、加うるに米価の下落によって借銀も不調に終わったので、郡正太夫等に厳しく儉約を勧めたけれども郡等のいれるところとならず、最後には郡等の華美好みを誹謗したために退けられたのだ

ろうという。

5月1日罷免の申渡しがあり、さらに追い打ちをかけるかのように、7日10日には、明石四郎兵衛・毛利与平次父子の知行を召上げ、身柄はそれぞれ一族の知行所へ預けられるところとなった。

ところで、吉田治年の関心は、桐山・明石なきあと、郡正太夫の存在にしぼられていく。享保15年6月17日には、郡正太夫の名を挙げてあからさまに難じたのである。

郡正太夫思召ニ叶ヒ、内々申上候儀御許容成サレ候故、美作初メ御家老中上ノ思召ヲ疑ヒ、一致仕ラザルニテハ御座無ク候哉、（中略）其ノ上役人ノ御撰モ正太夫所存ニ任セラレ候様ニ諸人相意得居候処、近年打続キ御進メ成サレ候役人程無ク退ケラレ候ニ付、銘々身ノ上氣遣仕リ、ハマリ候テ相務ザル様ニ聞ヘ申候、御家老中安堵之レ無ク、諸役人氣遣仕、諸士末々マデ落著申サズ候テハ、御勝手方ハ申ニ及バズ、万端思召ノ通相調申サマル筈ニ候、正太夫勤方私躰存ゼズ候ヘド、世間ノ唱宜シカラズ、外ヲ飾リ内実少ク、言葉不合ノ儀モ之レ有ル様ニ申由ニ候、此ノ段御目附ヲ以テ御糺シ成サレ候ハバ分明ニ相知レ申バク候、

ここでも又、吉田治年が強く主張していることは藩内の和合であり、郡正太夫は家老中はじめ諸役人・諸士末々迄不安をかき立てる存在として非難されているのである。この治年の進言に対して、継高は、駒山や久野の処罰時迄は適切に執政してきており、長年の間柄でもあり、急には改め難いとして、容認するところとならなかった。

しかしながら、享保12年家老中列座職分に登用されていた吉田栄年（治年の嫡子）が享保15年7月17日には御勝手方本締役に任ぜられて藩政を掌握し、一方旧直方藩の旧知の永嶋平助が納戸頭に抜擢されたことなどにより、吉田治年としても郡正太夫排斥を強行する必要もなくなったと考えられる。治年の関心は、次第に人事

よりも藩政そのものに向けられるようになった。

例えば、享保14年4月3日に継高へ差出された「覚」書では、計入為出の策を説き、そのためには度々仕組が替り、役人を改め替えるようなことは避けて国政を落著させることが肝要としているけれども、享保16年5月27日の「覚」書では次のようにあって、その間の微妙な変化を示している。

(前略) 下モの僉議被聞召上、御決断被成所ニ御力を被為用ハ、御威光を以無滞御格改り、御儉約被立行申ニ而可有御座ハ、御格御改メ成されハ儀、御無事の時ニハ被成難キ儀も可有御座ハ、此度而御屋敷御類焼被仰立、御格御改メ、御儉約被相用ハハ、御勝手向御丈夫ニ御調被成、後々御心遣之儀無御座、長崎表急變御務之御用意迫も相調申ニ而可有御座様ニ奉存ハ、

この「覚」書は、江戸両屋敷が類焼したのに対して、その前後策を進言したものであるが、ある役人の存寄書⁴²⁾の中で、福岡藩はもとも30万石程のところを50万石程の家格にして財用不足を来していたのであるから、「此上へ御勝手向参拾万石の御格ニ被成、猶又江戸御作事成就之間、参拾万石の内より拾万石程御のぞけ、残り式拾万石程の御格ニ物毎御減少、四五ヶ年の間きびしく御儉約」をなさるべきだとする意見に、吉田治年は賛意を表し、その上で前引冒頭のように、諸役人の意見を徴し、藩主の威光でもって決断を下すことが肝要だとしているのである。それは、同月19日に継高が郡正太夫の隠居を命ずる内意をもらしたのに対し、先ず黒田美作の内諾を得ることや正太夫月番の間は申渡しを避けることを上申するほどの余裕を、吉田治年が持ち始めたことを反映するものであろう。いずれにしても、江戸屋敷の類焼を名目にして格式を省略するというものである

が、その儉約の基準は、やはり近世初期の長政の治政に求められたと考えられる。

む す び

福岡藩政は、栗山大膳事件もからんで、近世初期より家老中の権限が強くなり、謂うなれば家老の合議制の上に藩政が展開されてきたと言えよう。そこには、藩主と家老中との、また家老間における苛烈な権力斗争があり、それらの政情の不安定さは、第2代忠之時代以降のめまぐるしい役人交代ともなって現われたと考えられる。ことに元禄期以降における藩財政の窮乏化は、それに関わる家老一諸役人の利権をめぐる抗争を激化させた。

これらの危機的状況の裡に、5万石の支藩直方から迎えられた第6代藩主継高は、郡正太夫を中心とする少壮中老層によって、まず門閥家老層の勢力をそぎ、さらに隠健派の吉田治年を充分に活用する形で門閥家老層との妥協をはかりながら、一方では少壮中老層を次第に退けて、その両者の勢力均衡の上に、藩主専制の方向を打ち出してきたと考えられる⁴³⁾。

その際、吉田治年が発揮した政治能力は、まず家老中の和合であり、藩内の和順にあった。そしてその財政策は、「御勝手方へ御政事之根本ニ而御座ハ、御勝手方元へ御儉約ニ而御座ハ、御儉約へ御蔵入の高ニ応じハ而御勝手の大積を究、万端御積ニ不達様ニ被仰付ハが肝要ニ而可有御座ハ、」⁴⁴⁾ というところに主眼があった。

長政の遺書と伝えられる『御定則』は、まさにこのような政治的風土の裡で醸成されたものと考えられる。

1) 『御定則』の写本は数多く流布しているが、管見の限りでも次のようなものがある。三奈木黒田

家文書『御定則』、吉田家文書『集書 全』（九州大学九州文化史研究施設蔵）、三宅資料『長政公御積書写、竹田文庫『長政財用定則写』（福岡県文化会館蔵）、三苦家文書『長政公御遺書』（『福岡県史』第2巻上冊335頁）、「掟書之事」（『日本教育文庫』家訓篇372頁）、「黒田長政遺言」（『近世武家思想』凡例参照）。

なお、この『御定則』は、長政が付したという序文と「財用定則」（慶長17年より元和7年迄の10カ年拵積高）と後書の3部より成っているが、写本の系統によっては後書を欠いているものもある。

- 2) 遠藤正男氏『九州経済史研究』290頁
- 3) 伊東多三郎氏『国民生活史研究』2 生活と社会経済 146頁。
- 4) 竹内理三氏編『福岡県の歴史』241頁
- 5) 『福岡県史』第2巻上冊335頁
- 6) 安岡重明氏『日本封建経済政策史論』81頁
- 7) 『近世武家思想』（日本思想大系）解説515頁
- 8) 高木昭作氏『江戸幕府の成立』（『岩波講座日本歴史』9 近世1 124頁）
- 9) 「郡方申傳箇條書」（『福岡藩仰古秘笈』44, 福岡県文化会館蔵）。
- 10) 三品銀についての記述は、『藩政一般作法』、『郡方御作法留書』（いずれも、秀村選三氏「福岡藩社会経済史の基礎的資料(1)」『経済学研究』第36巻第1・2号68頁参照）、「筑前旧租要略」（『福岡県史資料』第10輯475頁）等、地方書に数多くみられる。
- 11) 土肥鑑高氏『近世米穀流通史の研究』附表参照。
- 12) 福岡藩側における米価を知るものとして、参考迄に次の史料を引用する。
追而申遣_レ、家中之者共ニかし_レ米之儀、当年は上方米高直ニ_レ得共、石別ち々_レ拾四匁宛之さん用ニ銀子上_レハ、銀子にてても調させ可_レ申_レ也、
慶長十九年十月廿九日 長政御判
（三奈木黒田家文書、『長政公御代御書出令條』九州史料叢書）
- 13) 註2, 297頁
「財用定則」では、例えば江戸作事方50貫目の余分は「用心銀ニ入」と記されているが、他方、御國中免下御扱分150貫目は「免下無之年ハ用心除銀ニ入」としている。
- 14) 秋月黒田家文書（秋月郷土館蔵）
- 15) 「財用定則」の「覚」については、「右之分本書ニ除可申と、御自筆ニ_レ御書入有之_レハ、」と当初からその信憑性が問題になっている。
- 16) 「筑前旧租要略」（『福岡県史資料』第10輯454・5頁）
- 17) 三奈木黒田家文書『如水公長政公忠之公御文書載之』（九州文化史研究施設蔵）の長政の「覚」に、「一 慶長十九年分物成勘定之高目録差越披見_レハ、当年八月迄之兵糧残し置、相残分上方へ指上せ売_レ払、可成程京都諸所_レのかけ銀可相濟事、」とあり、京都諸所_レのかけ銀がすでに慶長期より問題となっているが、「財用定則」にはそのような「可成程京都諸所_レのかけ銀可相濟事」という切迫した事情がみられない。
- 18) 普通みられる宛名人は、小河内蔵允・喜多村安右衛門・松山為兵衛等である。
なお、「黒田家臣伝」（『益幹全集』巻5, 608頁）、黒田家文書『増益黒田家臣伝』（福岡県文化会館蔵）等によると、関ヶ原の戦で武功をたてた人物として村山を挙げているが、その子孫が勘定奉行として村山角左衛門の名を録すのは、貞享4年以後のことである。
- 19) なお、福岡藩の財政を知る史料としては、他に三奈木黒田家文書「明和七年寅九月_ノ同八年卯八月迄米銀御積帳」、同「安永二年巳九月_ノ同三年午八月迄米銀御積帳写」、同「文化八年未九月_ノ同九年申八月迄一季御国財御積目録」（以上九州文化史研究施設蔵）「安永四未米銀御積帳」（福岡県文化会館蔵）、田村文書「文化十四年丑九月_ノ文政元年寅八月迄一季御国財御積目録」（『福岡県史』第2巻上冊364頁）等、近世中後期にその数が多い。
- 20) 註6, 80頁
- 21) 『長政公御代御書出令條』18頁
- 22) 秋月黒田家文書『長政公御遺言 長政公ヨリ忠之公江御附ニ被下御書写 忠之公記_レ受』、同『長政公御遺言』全2冊（いずれも秋月郷土館蔵）、吉田家文書『御遺書類簿』、三奈木黒田家文書『如水公_ノ御遺書 忠之公御書付 光之公御遺書本_ノ長政公_ノ之写』（九州文化史研究施設蔵）、「遺言覚」（『日本教育文庫』家訓篇364頁）。
- 23) 秋月黒田家文書（仮題）『長政公・忠之公・長興公御代御書出』（秋月郷土館蔵）によると、一長政公、元和九年亥閏八月四日辰ノ下刻京都於東

- (マハ)
福寺御逝去，其節忠之様御介病被成，御一所ニ被成御座ハ，栗山大膳御供ニ而，諸事御用忝人ニ而相勤申ハ也，」とあって，栗山大膳が諸事万端取りしきっていたとしている。
- 24) 勿論「黒田長政遺言」の全てが後代の偽作であるというのではない。本稿の対象は，あく迄も「掟書之事」・「長政公掟書財宝定則」(『近世武家思想』20～32頁)に限定される。
- 25) 黒田家文書『御積帳注解』所収(福岡県文化会館蔵)
- 26) なお，米価の動きをみても継高襲封の享保4年頃より元文期まで(享保17年を除き)低調であり，「財用定則」の米価と照応すると考えられる。
- 27) 藤本隆士氏「福岡藩における流通統制」(『藩社会の研究』336頁)。他に註2・6参照。
- 28) 「福岡藩主記録」(『福岡県史資料』第8輯272頁)
- 29) 三奈木黒田家文書『三ヶ条御法令ニ継高公御添書并竹田春庵注解』(九州文化史研究施設蔵)
- 30) 三木俊秋氏「幕藩体制内に於ける藩家老の行政意識について——福岡藩家老吉田治年の場合(1)・(2)」(神戸女学院大学『論集』第17巻第2号・第21巻第2号)
- 31) 註29に同じ。
- 32) 註28に同じ。
- 33) 註30に同じ。
- なお，享保14年3月20日，継高より，御勝手方の運用について諮問をうけ，次のように答えているが，それは享保14年6月朔日発布の別紙書付15カ条に微妙に影響したと考えられる。
- 去る年以来，御借銀之差引を以御勝手方当時くつろき様ニ見へハニ付，御勝手直リハか^(第3代藩主光之)と何茂存ハハ，抛無き事ニ御座ハ，然れども宗真様御代半以来数十年之間，本の御不足被相調ハ御僉議無御座，段々役人中之存寄ニ被任置，当時しのぎニ被成来リハ故，次第ニ御差支弥増申ハ，久しき病ハ急メ治し兼ハことく，大抵之儀ニ而ハ調兼，御儉約^ホ被仰付^ハ而茂其甲斐も無御座，(後略)
- 吉田家文書『此君居秘録』2(九州文化史研究施設蔵)
- 34) 吉田家文書『吉田家伝録』29(九州文化史研究施設蔵)
- 35) 註30に同じ。
- 36) 『五龍日記』(九州大学経済学部蔵)
- 37) 『古事秘録』(九州文化史研究施設蔵)
- 38) 註34・37に同じ。
- 39) 吉田家文書『此君居秘録』全7冊
- 40) 『長野日記』(福岡県文化会館蔵)
- 41) 註39に同じ。以下特に断わらない限り，同史料による。
- 42) この「存寄書」が誰の手になるものであるかは不明であるが，明石四郎兵衛が著わした『古事秘録』にも同一趣旨の詳細な記述が残されている。
- 43) 吉田治年の嫡子栄年のみならず，第2子久野善右衛門が裏判役，第3子櫛橋又之進が御用聞として継高の寵を得た吉田家も，宝暦2年には役職を罷免された上，2千石減知されて，吉田栄年・その嫡子直年は裏粕屋郡薦野村に屈居せしめられている。
- 44) 「享保14年4月3日指上候覚書」(註39所収)